

和歌山県公共工事入札監視委員会第66回定例会議 議事概要

| | | |
|-----------------------------|--|---|
| 開催日及び場所 | 平成30年2月15日(木) 10:00~11:30 和歌山県自治会館 304会議室 | |
| 出席委員氏名 | 山西陽裕(委員長) 遠藤桂介(副委員長) 坂田初美 津村雅枝 堀田祐三子 三岩敬孝 | |
| 審議対象期間 | 平成29年10月1日 ~ 平成29年12月31日 | |
| 抽出案件 | 総件数 2 件 | 議事 ○入札及び契約手続の実績状況等の報告 ○抽出工事に係る競争参加資格の設定の経緯等審議 ○意見交換会 |
| 一般競争入札 | — 件 | |
| 条件付き 一般競争入札 | 2 件 | |
| 通常指名競争入札 | — 件 | |
| 随意契約 | — 件 | |
| 委員からの意見・ 質問、それに対する 回答 | 意見・質問 | 回 答 |
| | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 委員会による建議 の内容 | なし | |

| 意見・質問 | 回 答 |
|--|--|
| <p>【入札及び契約手続きの実績状況等報告】</p> <p>1. A委員 随意契約理由に、再度入札で落札者なし等が1件とあり、入札者・落札者がなく結果A社が随意契約の相手となっているが、どのようにしてA社に決めたのか。</p> <p>2. B委員 随意契約理由に、競争入札に適さないが1件あるが、適さないとはどういうことか。</p> | <p>1. 2度入札したが応札者のなかった案件である。そのような場合、以前この工事を施工したことがある業者などに見積書の提出を依頼し、随意契約を行っている。【事務局】</p> <p>2. 本県が賃借する建物の一部を改造する工事の随意契約である。この賃貸契約に貸主から業者の指定があった場合には従うものとする定められており、県が契約相手方を選定できる余地がなく入札には適さないという理由で随意契約を行っている。【事務局】</p> |
| <p>【条件付き一般競争入札】 ○桃山下井阪線（井阪橋）交付金道路保全工事 外2件</p> <p>1. C委員 工事概要が全て同じ3件の工事で、1件だけ予定価格が高く設計されている理由は何か。</p> <p>2. D委員 既に終わっている箇所があるが、そのときにPCBの検査はしなかったのか。</p> <p>3. D委員 PCBがあれば全部廃棄する義務があると思うが、残りの箇所を早急にする予定はもうあるのか。</p> <p>4. E委員 同じ工事を3件に分けた理由は何か。</p> | <p>(発注機関：那賀振興局建設部)</p> <p>1. 1つの橋の塗装工事を9件に分割し、3件ずつ3ヶ年で発注している案件である。今年度の3件のうち1件だけにPCBの検査費用が含まれており、1件だけ検査すれば、外の2件は同じということで含まれていない。</p> <p>2. 年度ごとに検査しなければならないため、昨年度終わった箇所についても検査している。</p> <p>3. 残りの箇所についても予算が付けば来年度施工することで考えている。</p> <p>4. 河川の上での工事であり、出水期の6月～10月の期間は工事ができないため、その期間にかからないようできるだけ早く終わらせるため、3分割にして発注している。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>5. E委員 資料に作業員の安全装備や集塵装置・エアシャワー等の設置配備が記載されているが、このような設備は3件の工事それぞれに業者が準備しないとイケないのか。</p> <p>6. D委員 こういう橋のPCBであれば、ある部分を調べれば他全体に使われていると分かるのか。</p> <p>7. D委員 PCBの検査費用というのが高いのか。</p> <p>8. B委員 2件目の案件で辞退が2者あったということだが、辞退の理由は分かるのか。</p> | <p>5. それぞれ準備することとなっている。</p> <p>6. そうである。</p> <p>7. 検査費用は2万円程度。</p> <p>8. 理由は分からないが、専任で配置できる技術者がいなくなったためと推測される。</p> |
| <p>-----</p> <p>【条件付き一般競争入札】 ○二川ダムえん堤改良金屋警報局改修外合併工事 二川ダムえん堤改良城山警報局移転改修外合併工事</p> <p>1. A委員 2回目に応札のあったB社の失格の理由が技術資料の提出がなかったということだが、金屋警報局も城山警報局も同じか。</p> <p>2. A委員 B社が落札した吉備警報局についても、もう1者の応札者はC社か。</p> <p>3. D委員 応札する資格のある業者は何者あるのか。</p> <p>4. D委員 B社の応札がなくずっと1者のままであ</p> | <p>(発注機関：有田振興局建設部)</p> <p>1. 2件とも応札価格の低いB社から技術資料が提出されなかったということで失格になっている。 この2件以外にもう1件吉備警報局の工事があり、これも同じ日に2回目の入札を行い、応札価格の一番低いB社から技術資料の提出があった。 金屋警報局と城山警報局の2件にB社から技術資料の提出がなかったのは、技術者の関係と推測される。</p> <p>2. そうである。</p> <p>3. 1回目は25者。2回目は要件を緩和して42者と見積もっていた。</p> <p>4. 1回目で1者応札は不成立。2回目で1者応札だとその入札は有効であり、その者と契約するこ</p> |

| | |
|---|--|
| <p>ったら、随意契約となるのか。</p> <p>5. D委員 2回目でC社だけが応札し、B社の応札がなくてもC社になるということか。</p> <p>6. A委員 改修前の工事業者はC社か。</p> <p>7. D委員 応札者が少なかった理由は。</p> <p>8. D委員 互換性のようなものはあまりないということか。</p> <p>9. D委員 機器の保証期間は1年程度か。うまく動作しなかった場合の保証期間はあるのか。</p> <p>10. C委員 1回目の入札時に1者しか応札がなく、施工実績の要件を緩和し、対象業者が25者から42者に増えたということだが、2回目に応札のあったB社は追加した要件のテレメータ設備又は防災無線設備で応札できるようになったということか。</p> <p>11. C委員 1回目は応札資格がそもそもなかったということか。</p> | <p>とになる。</p> <p>5. そうである。</p> <p>6. 前回この工事を施工したのはC社である。</p> <p>7. 既存システムの更新工事であり、設置した業者以外は電気通信機器の相性問題やノウハウなど技術的なこと、また、実際動かなかった場合のリスクも踏まえ敬遠したのではないかと推測している。</p> <p>8. 互換性自体は仕様に基づいてあるが、動作しなかった場合のリスクを考えて敬遠したのではないかと推測している。</p> <p>9. 請負契約の瑕疵担保期間は1年。重大な瑕疵がある場合は10年である。</p> <p>10. B社については、防災無線設備の実績があるということで応札してきたものと把握している。</p> <p>11. そう把握している。</p> |
| <p>【意見交換会】 下記について意見交換を行った。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 公共工事動向について 2. リニア中央新幹線の建設工事を巡る不正受注事件について 3. ランダム係数について</p> | |